

◇大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市個人番号の利用等に関する条例別表第２の市規則で定める事務及び特定個人情報情報の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和６年12月２日から施行することにしました。

(デジタル統括室ＤＸ推進担当)